

審議委員―白鳥、關家、内田、石橋、菊川、細田

労働立法獲得運動指令

獲得運動の期間とプログラム

本運動の具體的運動方法は、請願署名運動と演説會其の他の宣傳運動とし、之を今議會の開催中に全國的に実行するものである。即ち左の如し。

一、二月二十日より三月十日迄を運動の期間とす。

二、プログラムは左の數段に分けて行ふこと。

- 1、工場（鑛山）職場署名デーは二月二十五日を標準として一齊に行ふ。即ち各組合支部は二月二十日より直ちに所屬工場内に於いて署名運動を始め組合員は勿論未参入者にも全部署名を求めねばならない。而して組織工場（鑛山）の職場を中心とするこの署名運動は必ず二月廿五日までに完了し、署名用紙は直ちに取りまとめて本部に送ること。
- 2、獲得運動宣傳週間―二月二十五日より三月三日迄一週間の期間に於いては、各組合支部は、その所在地を中心

として工場地帯の未組織大家を目標として左の運動を行ふものとす。

二六

イ、關係工場署名運動―未組織工場或ひは友誼諸團の支部と連絡して、署名運動を其等の關係工場に持込み、出来るだけ多數の労働者層の署名を求めること。

ロ、工場（鑛山）の労働者地帯を中心に演説會を開催し演説會の可能な所では支部或ひは支部聯合にて研究會を開くこと。演説會の場合は入口で署名を求めること。右の運動の豫定計畫並に情報は敏速に時々本部に報告すること。

3、街頭署名デー 三月三日（第一日曜）組合員にて全國的に街頭署名運動を行ふ。東京は勿論、全國的に必ず実行すること。

4、署名用紙―は三月三日に署名運動を打切ると同時に全部取りまとめて速時同盟本部に送ること。但し東京は三月三日に一切の署名を本部に届け、地方は十日迄到着する様に送附すること。

〔獲得運動の統制に就いて

の立法案を中心とし、工場法改正、八時間労働制、母性保護法の制定、治安維持法の撤廃等を附加するものである。別紙ビラに詳細を載）

二、右の要求諸法案の大綱は、教育資料として作製中であるから之を用ひて研究會を行ひ或ひは演説會の資料とすること。

政治運動、労働運動との關係

一、署名運動或ひは宣傳運動に於いては常に組合同盟の宣傳を効果ある様に行ひ、ひいては本運動を組合運動に押し進めるために努力すべし。

二、民衆運動或ひは大演説會―は東京に於いては日本大衆黨本部の運動と合流し、地方に在つても、夫々日本大衆黨聯合會或ひは支部と共力提携すること。

三、署名が集つた後は議會内の問題として政治的に闘ふ。

注意事項

□ビラ並に署名用紙（四両入分）―は廿一日まで各支部に到着する様に。本部より送附する。若し不足の場合は速時本部に通知して請求すべしこと。但し緊急の場合は普通のケイ紙を代用してもよい。

二七

一、労働立法獲得運動委員會―は本運動の全國的統制に當る。二、各組合は委員會の指令に基づき所屬支部を動員して直ちに活動せしめる。署名並に宣傳運動の方針を決定。

三、各地方に於いては、當該地方の組合代表を以つて地方委員會を作りその地方的運動を統整する。但し東京以外の地方では期日も切迫してゐるから地方聯合會或ひは組合の執行部が左の委員會の職能を代行してもよい。演説會或ひは宣傳運動街頭署名の計畫を立てる事。

四、各組合支部は、組合本部及び地方委員會の指令に基づき直ちに工場署名を執行する。と同時に支部所在地の加盟組合支部と連絡共同して、宣傳週間の連絡を行ふ。

〔要求法案骨子に就いて

一、要求すべき労働立法は、

I、健康保険法の徹底的改正

2、最低賃銀法の制定

3、労働組合法の制定

4、失業保険法の制定

5、労働者災害扶助法の即時實施